

保険料の納付にお困りの方へ

4月から、免除・猶予の申請をできる期間が拡大されました。 保険料の未納期間があると、老後の年金だけでなく、障害年金や遺 族年金が受けられない場合があります。

過去2年間に保険料の未納はありませんか。納付が困難な方は、免除や猶予を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

免除・猶予制度って?

免除・猶予制度は、所得が少ないときや失業などにより、保険料の納付が経済的に困難な時に、 保険料の免除や納付期限を遅らせるなどする制度で、次の3つがあります。

▶保険料免除制度

収入が少ないなどの理由で保険料を納めることが困難な時に、申請により保険料の全額または 一部が免除されます。本人のほか、配偶者や世帯主の前年所得が所得基準の範囲内である必要 があります。ただし、所得基準を超えていても災害や失業、事業の廃止などの理由により免除 される場合があります。

▶若年者納付猶予制度

30 歳未満で、本人と配偶者の前年所得が基準額以下の方は、保険料の納付が猶予されます。

▶学生納付特例制度

学生で、本人の前年所得が基準額以下の方は、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。

いつ申請できるの?

4月から申請期間が拡大され、申請時から遡って2年1か月分の保険料の申請ができるようになりました。これまでは、特定の期間の分を期日を定めて受け付けていましたが、これからは随時受け付けることができます。

手続きは、申請の種類によって必要な書類が異なりますので、お問い合わせください。

▶申請はお早めに

免除の申請が遅れると、万が一のことがあった際に、障害年金や遺族年金を受けられない場合がありますので、すみやかに申請しましょう。

私は免除・猶予の対象になるの?

免除・猶予を受けるためには、所得審査の対象者の前年所得が、所得基準額以下でなければなりません。所得基準額は、世帯状況などによって変わりますので、お問い合わせください。なお、退職(失業)した方がいる場合、その方を除いて審査します。

また、災害や失業などを理由とした免除の申請は条件が緩和され、これまでは申請時の年度または前年度に災害や失業などがあることが条件でしたが、これからはこの条件がなくなり、災害や失業などの前月から災害や失業のあった年の翌々年の6月までの期間が、免除の対象となりました。

未納の期間はありませんか

保険料の免除・猶予を受けた場合や保険料の未納がある場合、全額納付した場合と比べて将来受け取ることができる年金額が少なくなったり、年金受給資格を得られなかったりすることがあります。ただし、後から納めることで、年金額が増えたり、年金受給資格を得られたりする場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問合先 市民サービス課年金係 岩見沢年金事務所(9西3) **な** 22 局 5804